

千曲市食育推進計画（第3次）計画期間変更について

【理由】

現行の「千曲市食育推進計画（第3次）」（令和3～7年度）は、食育基本法第18条第1項に基づき策定し、令和7年度が最終年度となります。

そのため、本来ならば令和7年度に次期計画を策定するところですが、市の最上位計画である第三次千曲市総合計画の1年前に策定する計画年度となっていることから、次期千曲市総合計画との整合を図り策定作業を進めるため、下記のとおり計画を変更したい。

【計画変更の内容】

①次期計画の期間

令和8～12年度の前定であったが、令和8年度に策定される次期千曲市総合計画（令和9～13年度）と整合を図り令和9～13年度としたい。

②現行計画の延長

現行計画が終了する令和7年度末から令和8年度末まで1年間延長したい。

	令和（年度）											
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
国：食育推進基本計画 （計画期間：5年）	現 行					次 期						
県：長野県食育推進計画 （計画期間：5年）	現 行					次 期						
市：千曲市総合計画 （計画期間：5年）	現 行					次 期						
市：千曲市食育推進計画 （計画期間：5年）	現 行					延長	②	①	次 期			

【計画変更】

○千曲市食育推進計画（第3次）の期間 …… 令和3年度～令和8年度（6年間）

○指標の目標値 目標年度 …………… 1年延長